記 者 発 表 資 料

令和７年１１月２１日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	登録種別	住所
新明和工業株式会社	工事 物品	兵庫県宝塚市新明和町１－１

２．指名停止措置期間

令和７年１１月２１日　～　令和８年１月２０日　（　２ヵ月　）

３．指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

４．事実概要

新明和工業（株）及び極東開発工業（株）は、公正取引委員会により、令和７年９月２４日、特定特装車製品の販売価格に関して、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

５．指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「同要領」という。）の別表第２第５号に該当する。

また、同要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」　別表第２（抜粋）

措　置　要　件	期　間
（独占禁止法違反行為） 5　当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から２ヵ月以上９ヵ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先

国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）

○ 総務部　契約課　課長　佐藤（さとう）　貞弘（さだひろ）　（内線　2511）

建設専門官　渋谷（しぶや）　隆博（たかひろ）　（内線　2512）

総務部　経理調達課　契約管理官　山田（やまだ）　耕平（こうへい）　（内線　6221）

○は本件の主務課です。